

## 『国際社会文化研究所紀要』執筆要領

1. 本誌に発表する論文・研究資料・研究ノート・書評等（以下、論文等とする。）は、いずれも他に未発表のものに限る。
2. 各研究プロジェクト（指定研究・共同研究・個人研究）は、研究終了後半年以内に論文等を提出するものとする。研究期間が複数年の場合は、1年終了する毎に論文等を提出するものとする。但し、国際社会文化研究所叢書発行の希望を予め申し出ており、その完成原稿を研究期間満了後、半年以内に提出する場合は、研究最終年度の論文提出を免除することができる。（国際社会文化研究所叢書出版要領を参照のこと。）
3. 指定研究並びに共同研究の形をとる研究プロジェクトの共同研究者は、全員が論文等の執筆を行うこととする。
4. 指定研究並びに共同研究については、共同研究者以外の研究者が運営会議の議を経て執筆に加わることができる。個人研究についても、同じく運営会議の議を経て他の研究者が執筆に加わることができる。
5. 各研究プロジェクト（指定研究・共同研究・個人研究）に係る論文等未提出の場合は、提出されるまで国際社会文化研究所の研究プロジェクトへの応募資格を失う。但し、共同研究者本人が論文等を提出した場合は、提出した共同研究者本人に限り研究プロジェクトへの応募資格を有するものとする。
6. 論文の長さは、原則として20,000字とする。  
研究資料・研究ノートの長さは、原則として12,000字とする。  
書評の長さは、原則として6,000字とする。  
指定研究並びに共同研究の場合は、原則として1グループの文字数を40,000字とする。
7. 和文の論文等には、必ず英文タイトルおよび英文アブストラクトを添付するものとする。  
和文以外の論文等には、必ず英文並びに和文双方のタイトルとアブストラクトを添付するものとする。
8. 論文等は、できる限りワープロ原稿とし、プリントアウトしたもの及び電子媒体にてデータを添付するものとする。また、別に定める表紙の添付を必要とする。
9. 論文等の掲載内容は、タイトル、執筆者名、アブストラクト、本文とする。
10. 掲載順序は、運営委員会で決定する。
11. 運営会議で掲載が不適切と判断した場合は、掲載しないことがある。
12. 掲載論文等について、ひとつの論文等につき50部の抜刷を無償で提供する。50部を超える抜刷を希望する場合は、執筆者が超過分の実費を支払うこととする。
13. 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開することについては、複製権（注1）及び公衆送信権（注2）の行使を国際社会文化研究所に委託するものとする。但し、電子化による公開については、執筆者の許諾を得たうえで行うものとする。

注1 複製権：著作物を有形的に複製することに関する権利

注2 公衆送信権：著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利

以 上

1998年6月17日運営会議決定

2003年1月16日運営会議改正

2006年4月26日運営会議改正